

ゆうパケット約款

ゆうパケット運賃料金表

ゆうメール運賃料金表

心身障害者用ゆうメール運賃料金表

日本郵便株式会社

ゆうパケット約款

実施 2007年10月1日
最近改正 2025年4月1日

【目次】

第1章 総則（第1条）	2
第2章 運送の引受け（第2条—第8条）	2
第3章 荷物の配達（第9条—第21条）	3
第4章 指図（第22条・第23条）	5
第5章 事故（第24条・第25条）	5
第6章 責任（第26条—第34条）	6
ゆうパケット運賃料金表	9
I 運賃	9
II 運賃の適用方法	9
ゆうメール運賃料金表	11
I 運賃及び料金	11
II 運賃及び料金の適用方法	11
心身障害者用ゆうメール運賃料金表	15
I 運賃及び料金	15
II 運賃及び料金の適用方法	15

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 この約款は、ゆうパケット運賃、ゆうメール運賃及び心身障害者用ゆうメール運賃が適用される荷物の運送に適用されます。

2 この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

第2章 運送の引受け

(受付日時)

第2条 当社は、受付日時を定め、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

2 前項の受付日時を変更する場合は、あらかじめ営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

(荷造り)

第3条 荷送人は、荷物の性質、重量、容積等に応じて、運送に適するように荷造りをしなければなりません。

2 当社は、荷物の荷造りが運送に適さないときは、荷送人に対し必要な荷造りを要求し、又は荷送人の負担により必要な荷造りを行います。

(外装表示)

第4条 荷送人は、荷物の外装に次の事項を見やすいように表示しなければなりません。この場合において、(2)及び(3)については、当社所定のあて名シールをはり付け、又はその事項を印刷等することにより表示することがあるものとします。

(1) 荷受人の氏名又は名称及び住所又は居所

(2) バーコード（ゆうパケット運賃が適用される荷物に限り、ます。）その他当社が指示する事項

(3) 「ゆうパケット」（ゆうメール運賃又は心身障害者用ゆうメール運賃が適用される荷物にあつては、「ゆうメール」）又はこれに相当する文字の表示

(4) その他荷物の運送に関し必要な事項

(荷物の内容の確認)

第5条 当社は、荷物の運送の申込みがあったときは、その荷物の内容を明告することを荷送人に求めることができます。

2 当社は、前項の場合において、荷物の内容につき荷送人が告げたことに疑いがあるときは、荷送人の同意を得て、その立会いの上で、これを点検することができます。

3 当社は、前項の規定により点検した場合において、荷物の内容が荷送人の明告したところと異なるときは、これによって生じた損害を賠償します。

4 第2項の規定により点検した場合において、荷物の内容が荷送人の明告したところと異なるときは、点検に要した費用は、荷送人の負担とします。

(引受拒絶)

第6条 当社は、次のいずれかに該当する場合には、運送の引受けを拒絶することがあります。

(1) 運送の申込みがこの約款によらないものであるとき。

(2) 荷送人が荷物に必要な外装表示をしなかったり、前条（荷物の内容の確認）第1項の規定による明告をせず、又は同条第2項の規定による点検の同意を与えないとき。

(3) 運送に不適切な荷物として認めたとき。

(4) 運送に関し荷送人から特別の負担を求められたとき。

(5) 信書の運送等運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。

(6) 荷物が次に掲げるものであるとき。

ア 火薬類その他の危険品、不潔な物品等他の荷物に損害を及ぼすおそれのあるもの

イ 現金又は当社が指定する貴金属、宝石その他の貴重品

- ウ 荷物一梱包の価格が運賃の範囲内の賠償では補償し得ないもの
エ その他当社が特に定めて表示したもの
(7) 天災その他やむを得ない事由があるとき。

(注1) (6)のイの当社が指定する貴金属、宝石その他の貴重品は、次のとおりとします。

- 1 金、銀、白金及びこれらを主たる材料とする合金並びにこれらを用いた製品
- 2 ダイヤモンド、ルビー、サファイヤ、アレキサンドライト、クリソベリール、トパーズ、スピネル、エメラルド、アクアマリン、パール、トールマリン、ジルコン、クリソライト、ガーネット、オパール、ひすい、水晶、めのう、ねこ眼石、とら眼石、くじゃく石、とるこ石、月長石、青金石、クンツァイト、ブラッドストーン及びヘマタイト並びにこれらを用いた製品
- 3 真珠及びこれを用いた製品

(注2) (6)のエの当社が特に定めて表示したものは、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）に規定する愛護動物とします。

（運賃等の収受）

- 第7条 当社は、荷物を受け取る時に、運賃及び料金その他運送に関する費用（以下「運賃等」といいます。）を収受します。
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、荷物を配達する時に、運賃等を荷受人から収受することを認めることがあります。
 - 3 運賃等及びその適用方法については、当社が別に定める運賃料金表（以下「運賃料金表」といいます。）によります。
 - 4 運賃等及びその適用方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

（連絡運輸又は利用運送）

第8条 当社は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた荷物を他の運送機関と連絡して、又は他の貨物自動車運送事業者の行う運送若しくは他の運送機関を利用して運送することがあります。

第3章 荷物の配達

（荷物の受取り及び配達）

第9条 当社は、郵便差出箱により、又は発送地において荷送人若しくは荷送人の指示する者から、荷物を受け取り、荷物の外装に表示された住所又は居所の郵便受箱、新聞受け、荷物受け、宅配ボックス、メール室等（以下「郵便受箱等」といいます。）に荷物を配達します。

（荷物の配達を行う日）

第10条 当社は、地理的条件、天候、交通事情、その他やむを得ない事由による場合を除き、荷物受取日の翌日から起算（当社が荷物を受け取った時刻により、荷物受取日の翌日以外の日から起算することがあります。）して9日（土曜日、日曜日、休日及び1月2日は算入しません。）以内（ゆうメール運賃又は心身障害者ゆうメール運賃が適用される荷物にあつては、4日（土曜日、日曜日、休日及び1月2日は算入しません。）以内）に荷物を配達します。ただし、運賃料金表に規定する料金を適用するもの及び荷送人がその経過した日以後の日に配達することを承諾したものについては、この限りではありません。

（郵便受箱等に入らないときの配達）

第11条 当社は、荷物が配達先の郵便受箱等に入らないとき又はその他の事由により郵便受箱等に配達できないときは、荷物の外装に表示された配達先の住宅等に配達します。

（荷受人が不在等の場合の措置）

第12条 当社は、前条（郵便受箱等に入らないときの配達）に規定する場合において、同条の住宅等に荷受人が不在のため配達できないときは、荷受人に対し、その旨を荷物の配達をしようとした日時、当社の名称、問い合わせ先電話番号その他荷物の配達に必要な事項を記載した書面によって通知した上で、営業所その他の事

業所で荷物を保管します。

- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、旅行その他の事由によって不在となる期間（当社が定める期間内とします。）を当社が定める方法により届け出ている荷受人にあてた荷物については、その期間営業所その他の事業所で荷物を保管した上で、その期間経過後に配達します。その期間経過後荷受人が不在のため配達を行うことができない場合は、前項の規定により措置します。

（注1） 第2項の当社が定める期間は、30日以内とします。

（注2） 第2項の当社が定める方法は、あらかじめ配達を受け持つ営業所その他の事業所に当社所定の書面を提出していただくこととします。

（営業所等での荷物の引渡し）

第13条 当社は、郵便私書箱番号を肩書した荷物については、その郵便私書箱にこれを配達し、又はその郵便私書箱を設置した営業所その他の事業所の窓口で引き渡します。

- 2 当社は、郵便私書箱番号を肩書しない荷物であっても、郵便私書箱の利用者にあて、又はその利用者を肩書した荷物であるときは、その郵便私書箱にこれを配達することがあり、又はその郵便私書箱を設置した営業所その他の事業所の窓口で引き渡すことがあります。
- 3 当社は、「留置」の表示のある荷物については、その荷物の配達を受け持つ営業所その他の事業所（荷物の外装に営業所その他の事業所の表示があるときは、その表示された営業所その他の事業所が指定する営業所その他の事業所）に当社が定める期間留め置き、荷受人の来店を待って引き渡します。
- 4 当社は、特に交通困難であるため周年又は一定期間内通常の方法により荷物を配達することができない地域として当社が定めるものにあてた荷物については、その地域にあてた荷物の引渡事務を取り扱う営業所その他の事業所に当社が定める期間留め置き、荷受人の来店を待って引き渡します。
- 5 当社は、天災その他の非常災害のため一定期間内通常の方法により荷物を配達することができない地域にあてた荷物については、その荷物の配達を受け持つ営業所その他の事業所又はその営業所その他の事業所が指定する営業所その他の事業所にその期間（当社が特に必要があると認めるときは、当社が定める期間）留め置き、荷受人の来店を待って引き渡します。

（注1） 第3項の当社が定める期間は、その荷物がその荷物の配達を受け持つ営業所その他の事業所に到着した日から10日間とします。ただし、交通が不便であるため荷受人が10日以内に来店できないと認められる地域にあてたものについては、留置期間を2か月まで延長することがあります。

（注2） 第4項の当社が定めるものは、内国郵便約款の別冊「交通困難地・速達取扱地域外一覧」に掲げる地域とします。

（注3） 第4項の当社が定める期間は、2か月間とします。

（配達先が住宅以外の場合）

第14条 当社は、荷物の配達先が住宅以外の場合、荷受人の勤務先若しくは所属する団体が管理する事務所、受付又は郵便受箱等へ荷物を配達することがあります。

（2名以上の荷受人あての配達）

第15条 当社は、2名以上の荷受人を配達先とした荷物については、そのうちの1名の郵便受箱等にこれを配達します。

（人に危害を与える動物により配達が困難な場合の措置）

第16条 当社は、咬癖のある犬その他人に危害を与える動物を配達先の敷地内において飼育し、又はその活動を放置しているため、当社が荷物の配達のため使用する者の身体に危害の及ぶおそれがある場合において、その危険を防止する相当の措置がなされないときは、その配達先に居住する荷受人にあてた荷物を配達しないことがあります。

（誤配の場合の措置）

第17条 当社は、当社の表示のある荷物につき誤配の旨の通知を受けた場合は、速やかにその荷物を引き取っ

た上で、正しい配達先の郵便受箱等に配達します。

(配達の完了)

第18条 当社は、第9条（荷物の受取り及び配達）及び第11条（郵便受箱等に入らないときの配達）から前条（誤配の場合の措置）までに規定する配達（引渡しを含みます。）をもって配達を完了したものとします。

(荷物の転送)

第19条 当社は、荷受人がその住所又は居所を変更した場合において、その後の住所又は居所を当社が定める方法により届け出ているときは、その届出の日から1年以内に限り、その届出のあった住所又は居所に荷物を転送します。ただし、その外装の見やすい所に「転送不要」の文字その他転送を要しない旨を明瞭に記載した荷物については、この限りではありません。

(注) 当社が定める方法は、変更前の住所又は居所の荷物の配達を受け持つ営業所その他の事業所に当社所定の書面を提出していただくこととします。

(配達ができない場合の措置)

第20条 当社は、荷受人を確知することができないとき又はその他の事由により荷物を配達できないときは、荷送人より何らの指図を受けることなく、遅滞なく荷送人に対し、当該荷物を返送するものとします。

2 当社は、前項の規定により荷物を返送したときは、遅滞なく返送理由を荷送人に通知します。

(返送ができない荷物の取扱い)

第21条 当社は、荷送人に返送すべき荷物で、荷送人不明その他の事由により荷送人に返送することができないものは、これを点検することができます。

2 前項の規定により点検しても、なおその荷物を配達し、又は返送することができないときは、当社は、その荷物を保管します。

3 当社は、前項の規定により保管した荷物で有価物でないものは、その保管を開始した日から3か月以内にその引渡請求がないときは、その荷物に記された内容を判読することができないように裁断その他の措置を講じた上でこれを棄却し、有価物で滅失若しくはき損のおそれがあるもの又はその保管に過分の費用を要するものにあっては、これを売却することができます。この場合において、当社は、その売却代金の1割に相当する金額を売却手数料に充てた上で、その残額を保管します。

4 第2項の規定によりその荷物の保管を開始した日から1年以内に引渡しを請求する者がいないときは、前項の規定により売却された有価物以外の有価物及び前項の規定により保管される売却代金は、当社に帰属します。

第4章 指図

(指図)

第22条 荷送人は、当社に対し、荷物の運送の中止、返送、転送その他の処分につき指図をすることができます。

2 前項に規定する荷送人の権利は、荷受人の郵便受箱等に荷物を配達した時その他この約款の規定に従って荷物を配達し、又は引き渡した時に消滅します。

3 第1項に規定する指図に従って行う処分に要する費用は、荷送人の負担とします。

(指図に応じない場合)

第23条 当社は、運送上の支障が生ずるおそれがあると認める場合には、荷送人の指図に応じないことがあります。

2 当社は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

第5章 事故

(事故の際の措置)

第24条 当社は、荷物の滅失を発見したときは、荷送人が判明しているときは荷送人に、荷送人が不明で荷受人が判明しているときは荷受人に、遅滞なくその旨を通知します。

2 当社は、荷物のき損の程度がはなはだしく、又は荷物の配達が第10条（荷物の配達を行う日）に規定する荷物の配達を行う日より著しく遅延したときであって、荷受人あてに配達しても送付の目的を達成することが困難と認められる場合には、その理由を付して荷送人に返送することがあります。

（危険品等の処分）

第25条 当社は、荷物が第6条（引受拒絶）の(6)のAに該当するものであることを運送の途上で知ったときは、荷物の取卸しその他運送上の損害を防止するための処分をします。

2 前項に規定する処分に要した費用は、荷送人の負担とします。

3 当社は、第1項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

第6章 責任

（責任の始期と終期）

第26条 荷物の滅失若しくはき損又は運賃料金表に規定する料金が適用される荷物若しくは実費として一定額を収受する取扱いをする荷物について当社がその取扱いをしなかった場合若しくはその取扱いをしないのと同様の結果を生じた場合（以下「料金等役務の不取扱い」といいます。）についての当社の責任は、荷物を荷送人から受け取った時に始まり、荷受人の郵便受箱等に配達した時その他この約款の規定に従って荷物を配達し、又は引き渡した時に終わります。

（責任と挙証）

第27条 当社は、自己又は使用人その他運送のために使用した者が、荷物の受取り、配達、保管、運送その他の荷物の運送に関して当社が行うべき取扱いに関し注意を怠らなかったことを証明しない限り、荷物の滅失、き損又は料金等役務の不取扱いについて損害賠償の責任を負います。

（免責）

第28条 当社は、次の事由による荷物の滅失若しくはき損又は料金等役務の不取扱いによる損害については、損害賠償の責任を負いません。ただし、運賃料金表に規定する書留料金が適用される荷物については、その滅失又はき損による損害が(3)から(7)までの事由によるものであるときは、この限りではありません。

- (1) 荷物の欠陥、自然の消耗
- (2) 荷物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由
- (3) 同盟怠業若しくは同盟罷業、社会的騒擾その他の事変又は強盗
- (4) 不可抗力による火災
- (5) 予見できない異常な交通障害
- (6) 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れその他の天災
- (7) 法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し
- (8) 荷送人が記載すべき外装表示の記載過誤その他荷送人又は荷受人の故意又は過失

（引受制限荷物等に関する特則）

第29条 第6条（引受拒絶）の(5)に該当する荷物については、当社は、その滅失若しくはき損又は料金等役務の不取扱いについて、損害賠償の責任を負いません。

2 第6条（引受拒絶）の(6)に該当する荷物については、当社がその旨を知らずに運送を引き受けた場合は、当社は、荷物の滅失若しくはき損又は料金等役務の不取扱いについて、損害賠償の責任を負いません。

3 壊れやすいもの、変質又は腐敗しやすいもの等運送上の特段の注意を要する荷物については、荷送人がその旨を外装に記載せず、かつ、当社がその旨を知らなかった場合は、当社は、運送上の特段の注意を払わなかったことにより生じた荷物の滅失若しくはき損又は料金等役務の不取扱いについて、損害賠償の責任を負いません。

（責任の特別消滅事由）

- 第30条 荷物のき損についての当社の責任は、郵便受箱等に荷物を配達した日その他この約款の規定に従って荷物を配達し、又は引き渡した日から14日以内に通知を發しない限り消滅します。
- 2 前項の規定は、当社がその損害を知って荷物を配達し、又は引き渡した場合には、適用しません。
- 3 前2項の規定にかかわらず、運賃料金表に規定する書留料金が適用される荷物については、荷受人又は荷送人は、その荷物を受け取った後、又は荷物の受取りを拒んだ場合において、当社が損害の有無及び程度につき検査をするために立会いを求めた日から10日以内に正当の事由なくその求めに応じなかったときは、その荷物に生じた損害につき、損害賠償の請求をすることができません。

(損害賠償)

- 第31条 当社は、この約款の規定に従って引き受けた荷物が滅失し、若しくはき損した場合又は料金等役務の不取扱いに限り、第27条（責任と挙証）に規定するとおり、その損害を賠償します。
- 2 前項に規定する荷物の滅失又はき損の場合における当社の損害賠償責任は、運賃を支払った者からの請求により、これを返金するものとします。この場合において、その荷物が運賃料金表に規定する書留料金が適用されるものであるときは、荷送人又はその承諾を得た荷受人からの請求により、当社が定めて表示した額を賠償します。
- 3 第1項に規定する料金等役務の不取扱いについての当社の損害賠償責任は、その料金等を支払った者からの請求により、その料金等相当額を返金するものとします。
- 4 損害賠償の請求権は、当社が荷物を受け取った日から1年間これを行わないことによって消滅します。
- 5 当社は、第10条（荷物の配達を行う日）に規定する日を経過した荷物の遅延による損害については、損害賠償の責任を負わないものとします。

(注) 第2項の当社が定めて表示した額は、次のとおりとします。

- 1 運賃料金表に規定する一般書留料金が適用されるものにあつては、差出しの際荷送人から申出のあつた損害要償額（次の表中1の額を限度とし、荷送人が申出をしなかったときは表中2の額を申し出たものとみなします。）の全部又は一部

区 別	額
1 損害要償額の上限額	その内容品の時価を超えない額であつて 5,000,000円を超えないもの
2 申し出たものとみなされる額	100,000円

- 2 運賃料金表に規定する簡易書留料金が適用されるものにあつては、実損額（引受地におけるその内容品の市場価格を基準とし、50,000円を限度とします。）

(運賃等の払戻し)

- 第32条 当社は、前条（損害賠償）第2項又は第3項の規定により損害賠償として返金する運賃等のほか、既に支払われた運賃等であつて次に掲げるものについて、その運賃等を支払った日から1年以内において、その運賃等を支払った者からの請求があつた場合に限り、これを払い戻します。
- (1) 過払の運賃等
- (2) その外装に荷受人の氏名又は名称及び配達先が詳細かつ明確に記載されている荷物を荷送人に返送した場合であつて、当社が責任を負うべき事由があるときにおけるその荷物の運賃

(連絡運輸又は利用運送の際の責任)

- 第33条 当社が他の運送機関と連絡して、又は他の貨物自動車運送事業者の行う運送若しくは他の運送機関を利用して運送を行う場合においても、運送上の責任は、この約款により当社が負います。

(荷送人の賠償責任)

- 第34条 荷送人は、荷物の欠陥又は性質により当社に与えた損害について、損害賠償の責任を負わなければなりません。ただし、荷送人が過失なくしてその欠陥若しくは性質を知らなかったとき、又は当社がこれを知っていたときは、この限りではありません。

ゆうパケット運賃料金表

I 運賃

(1) 運賃の額

運賃の額は、次によります。

ただし、当社が指定する専用資材を使用することその他の当社の定める条件を満たし、当社が指示するところによりゆうパケットとして差し出された荷物及び当社が指定するウェブサイト（以下「指定サイト」といいます。）にログインし、指定サイトに表示される利用条件に同意した上、指定サイトに表示される指示に従いゆうパケットとして差し出された荷物（以下「特例ゆうパケット」といいます。）の運賃の額は、当事者間の取決めによります。

厚 さ	運 賃 額
1cm まで	250円
2cm まで	310円
2cm 超	360円

(2) 専用サイト事前入力割引

次のアからオまでに掲げるところによりゆうパケットとして差し出された荷物（当社が定めて表示した条件を満たすものに限り、）を運送する場合、次の運賃を適用します。

ア 専用サイト事前入力割引に係るウェブサイト（以下「専用サイト」といいます。）に当社が指定するID及びパスワードを用いてログインし、専用サイトに表示される利用条件に同意したものであること。

イ 専用サイトに表示される指示に従い、次に掲げる情報を入力したものであること。

（ア）荷物の荷送人の氏名及び住所又は居所

（イ）荷物の荷受人の氏名及び住所又は居所

（ウ）その他荷物の運送に必要な情報

ウ 専用サイトに表示される指示に従い、運賃の決済方法について承諾したものであること。

エ イにより入力した情報等を印字した用紙（専用サイトに表示される指示に従って印字したものに限り、）を荷物に容易にはがれないようはり付けたものであること。

オ 専用サイトに表示される日までに差し出されたものであること。

厚 さ	運 賃 額
3cm まで	185円

（注） 当社が定めて表示した条件は、次のとおりとします。

- 1 ゆうパケット約款第4条（外装表示）の(3)の規定にかかわらず、外装の見やすい所に「クリックポスト」の文字を明瞭に記載したものであること。
- 2 あて名の変更の取扱いをしないものであること。
- 3 数量割引を適用しないものであること。
- 4 運賃等を荷受人から収受しないものであること。

(3) 数量割引

同時に又は一定期間内に大量に差し出す顧客に対しては、1回ごと又は一定期間内の差出個数により割引率又は割引額をあらかじめ決め、割り引くことができます。

II 運賃の適用方法

- 1 この運賃は、次に掲げる重量及び大きさのゆうパケット（カタログや雑誌等を、郵便受箱、新聞受け、荷

物受け、宅配ボックス、メール室等に配達する受領印不要のサービスをいいます。)として受託した荷物(当社が定めて表示した条件を満たすものに限り、)を運送する場合に適用します。

重 量	1 kg 以下 (ただし、特例ゆうパケット又は数量割引を適用するものにあつては、3 kg 以下とすることがあります。)	
大 き さ	最小限	1 円筒形又はこれに類する形状のもの 長さ 14cm 直径若しくは短径又はこれらに類する部分 3cm
		2 1に規定する形状のもの以外のもの 長さ 14cm 幅 9cm
		3 厚紙又は耐力のある紙若しくは布で作成した長さ12cm、幅6cm以上の大きさのあて名札を付けたものは、1又は2の限りではありません。
	最大限	1 2、3及び4に掲げるもの以外のもの 長さ 34cm 厚さ 3cm 長さ、幅及び厚さの合計 60cm
		2 専用サイト事前入力割引を適用するもの 長さ34cm、幅25cm、厚さ3cm
		3 特例ゆうパケット (1) 当社が指定する専用資材を使用することその他の当社の定める条件を満たすもの 長さ 34cm 長さ、幅及び厚さの合計 90cm (2) (1)に掲げるもの以外のもの 長さ 34cm 厚さ 7cm 長さ、幅及び厚さの合計 60cm
		4 数量割引を適用するもの 長さ 60cm 長さ、幅及び厚さの合計 90cm

(注) 当社が定めて表示した条件は、外装の見やすい所にバーコードその他当社が指示する事項を記載し、又は別に記載して容易にはがれないよう全面を密着させて添付していただくこととします。

- 2 運賃には、消費税(地方消費税を含みます。)を含みます。
- 3 運賃は、荷物1個ごとに計算します。
- 4 特別の負担を求められる運送その他の取扱いについては、実費として一定額を収受します。
- 5 天災その他非常の災害があつた場合には、運賃を免除することがあります。
- 6 運賃の適用に関し、本適用方法に定めのない事項については、法令に反しない範囲で当事者間の取決め又は慣習によるものとします。

ゆうメール運賃料金表

I 運賃及び料金

1 運賃

(1) 運賃の額

重 量	運 賃 額
1 5 0 g まで	1 8 0 円
2 5 0 g まで	2 1 5 円
5 0 0 g まで	3 1 0 円
1 kg まで	3 6 0 円

(2) 数量割引

同時に又は一定期間内に大量に差し出す顧客に対しては、1 回ごと又は一定期間内の差出個数により割引率又は割引額をあらかじめ決め、割り引くことができます。

2 料金

(1) 料金の額

料金の種類		料 金 額
速達料金		重量 2 kg までのもの 3 3 0 円
		重量 2 kg を超えるもの 4 8 0 円
書留料金	一般書留料金	損害要償額が 1 0 0, 0 0 0 円までのもの 4 2 0 円
		損害要償額が 1 0 0, 0 0 0 円を超えるもの 1 0 0, 0 0 0 円を超える 5 0, 0 0 0 円又はその端数ごとに 2 3 円の割合で算出した額を 4 2 0 円に加えた額
	簡易書留料金	3 5 0 円
特定記録料金		1 6 0 円
配達日指定料金		5 2 円

(2) 数量割引

同時に又は一定期間内に大量に差し出す顧客に対しては、1 回ごと又は一定期間内の差出個数により割引率又は割引額をあらかじめ決め、割り引くことができます。

II 運賃及び料金の適用方法

- この運賃及び料金は、次に掲げる重量及び大きさのゆうメール（冊子とした印刷物又は電磁的記録媒体（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法による記録に係る記録媒体をいいます。）を内容とする荷物（数量割引を適用するものにあつては、この限りではありません。）に係るゆうパケットのサービスをいいます。）として受託した荷物（当社が定めて表示した条件を満たすものに限りま

重 量	1 kg 以下（ただし、数量割引を適用するものにあつては、4 kg 以下とすることがあります。）
	1 円筒形又はこれに類する形状のもの

大きさ	最小限	長さ 14cm 直径若しくは短径又はこれらに類する部分 3cm
		2 1に規定する形状のもの以外のもの 長さ 14cm 幅 9cm
		3 厚紙又は耐力のある紙若しくは布で作成した長さ12cm、幅6cm以上の大きさのあて名札を付けたものは、1又は2の限りではありません。
	最大限	長さ34cm、幅25cm、厚さ3cm（ただし、数量割引を適用するものにあつては、長さ、幅及び厚さの合計を1.7mとすることがあります。）

(注) 当社が定めて表示した条件は、次のとおりとします。ただし、数量割引を適用するものにあつては、これらを条件としないことがあります。

- 1 内部に内容たる物に係るもので次に掲げるもの以外のものを添付しないものであること。
 - (1) 内容たる物の重量を超えず、かつ、その物の題号及び「付録」の文字を記載したもの
 - (2) 注文用に充てるための払込書用紙、返信に必要な事項を記載した用紙その他これらに類するもの
 - (3) 注文用又は返信用に充てるためのあて名を記載した封筒又は郵便葉書
 - (4) 注文を促すための商品見本であつて、「見本」、「試供品」又は「サンプル」の文字を記載したものの
 - (5) その他注文又は返信を促すためのものその他これに類するもの
- 2 内容品の見本を提示して差し出す場合を除き、次に定めるところに従い、その内容品が容易に認定できるように包装して差し出されるものであること。
 - (1) 封筒又は袋に納めるものにあつては、その納入口若しくはこれに相当する部分の一部を開き、又はその内容品の大部分を透視することができるようにすること。
 - (2) その他の包装をするものにあつては、包装の外部に無色透明の部分設けること。

2 料金の種類ごとの適用は、次によります。

料金の種類		適用範囲				
速達料金		当社所定の方法により他のゆうメールに優先して運送するゆうメールとして受託した荷物（当社が定めて表示した条件を満たすものに限り、）を運送する場合に適用します。 （注） 当社が定めて表示した条件は、次のとおりとします。 1 特に交通困難であるため周年又は一定期間内通常の方法により配達することができない地域その他当社において速達の取扱いをすることが困難と認められる地域として当社が定める内国郵便約款の別冊「交通困難地・速達取扱地域外一覧」に掲げる地域にあてたものでないこと。 2 配達日指定の取扱いをしないものであること。 3 外装の見やすい所に朱色の横線を明瞭に施したものであること。				
書留料金	一般書留料金	当社所定の方法により引受けから配達に至るまでの記録をし、もし、運送途中において滅失し、又はき損した場合には、差出しの際荷送人から申出のあった損害要償額（当社が定めて表示した額を限度とし、荷送人が申出をしなかったときは当社が定めて表示した額を申し出たものとみなします。）の全部又は一部を賠償するゆうメールとして受託した荷物（当社が定めて表示した条件を満たすものに限り、）を運送する場合に適用します。 （注1） 当社が定めて表示した額は、次のとおりとします。 <table><tr><th>区 別</th><th>額</th></tr><tr><td>1 損害要償額の上限額</td><td>その内容品の時価を超えない</td></tr></table>	区 別	額	1 損害要償額の上限額	その内容品の時価を超えない
区 別	額					
1 損害要償額の上限額	その内容品の時価を超えない					

		<table><tr><td></td><td>額であって5, 0 0 0, 0 0 0 円を超えないもの</td></tr><tr><td>2 申し出たものとみなされる額</td><td>1 0 0, 0 0 0 円</td></tr></table> (注2) 当社が定めて表示した条件は、次のとおりとします。 1 簡易書留又は特定記録の取扱いをしないものであること。 2 外装の見やすい所に「書留」の文字を明瞭に記載したものであること。		額であって5, 0 0 0, 0 0 0 円を超えないもの	2 申し出たものとみなされる額	1 0 0, 0 0 0 円
	額であって5, 0 0 0, 0 0 0 円を超えないもの					
2 申し出たものとみなされる額	1 0 0, 0 0 0 円					
	簡易書留料金	当社所定の方法により引受け及び配達について記録し、もし、運送途中において滅失し、又はき損した場合には、実損額（引受地におけるその内容品の市場価格を基準とし、当社が定めて表示した額を限度とします。）を賠償するゆうメールとして受託した荷物（当社が定めて表示した条件を満たすものに限ります。）を運送する場合に適用します。 (注1) 当社が定めて表示した額は、5 0, 0 0 0 円とします。 (注2) 当社が定めて表示した条件は、次のとおりとします。 1 一般書留又は特定記録の取扱いをしないものであること。 2 外装の見やすい所に「簡易書留」の文字を明瞭に記載したものであること。				
特定記録料金		当社所定の方法により引受けを記録した上で送達するゆうメールとして受託した荷物（当社が定めて表示した条件を満たすものに限ります。）を運送する場合に適用します。 (注) 当社が定めて表示した条件は、次のとおりとします。 1 一般書留、簡易書留又は代金引換の取扱いをしないものであること。 2 外装の見やすい所に「特定記録」の文字を明瞭に記載したものであること。				
配達日指定料金		当社所定の方法により荷送人が指定した日に配達するゆうメールとして受託した荷物（当社が定めて表示した条件を満たすものに限ります。）を運送する場合に適用します。 (注) 当社が定めて表示した条件は、次のとおりとします。 1 速達の取扱いをしないものであること。 2 差出しの日の3日後（差出営業所その他の事業所（以下「差出事業所」といいます。）が指定する地域にあてする場合又はその他の事由により差出事業所が別に指定する場合にあつては、その差出事業所が指定する日）から起算して1 0 日以内の日を配達日として指定したものであること。 3 外装の見やすい所に「配達指定日何月何日」と明瞭に朱記したものであること。 4 運賃等を荷受人から収受しないものであること。				

3 運賃及び料金には、消費税（地方消費税を含みます。）を含みます。

4 運賃及び料金は、荷物1個ごとに計算します。

5 運賃及び料金は、次の順序により計算します。

(1) 運賃

① 荷物の重量の区分に対応した金額を適用。

② 数量割引を適用。

(2) 料金

① 荷物に適用する料金の種類に対応した金額を適用。

② 数量割引を適用。

6 特別の負担を求められる運送その他の取扱いについては、実費として一定額を収受します。

7 天災その他非常の災害があった場合には、運賃及び料金を免除することがあります。

8 運賃及び料金の適用に関し、本適用方法に定めのない事項については、法令に反しない範囲で当事者間の取決め又は慣習によるものとします。

心身障害者用ゆうメール運賃料金表

I 運賃及び料金

1 運賃

重 量	運 賃 額
150g まで	92円
250g まで	110円
500g まで	150円
1kg まで	180円
2kg まで	230円
2kg 超	310円

2 料金

(1) 料金の額

料金の種類		料 金 額
速達料金		重量2kg までのもの 330円
		重量2kg を超えるもの 480円
書留料金	一般書留料金	損害要償額が100,000円までのもの 420円
		損害要償額が100,000円を超えるもの 100,000円を超える50,000円又はその端数ごとに23円の割合で算出した額を420円に加えた額
	簡易書留料金	350円
特定記録料金		160円
配達日指定料金		52円

(2) 数量割引

同時に又は一定期間内に大量に差し出す顧客に対しては、1回ごと又は一定期間内の差出個数により割引率又は割引額をあらかじめ決め、割引引くことができます。

II 運賃及び料金の適用方法

- 1 この運賃及び料金は、次に掲げる重量及び大きさの心身障害者用ゆうメール（図書館（当社が定めて表示した条件を満たすものに限り。）と身体に重度の障害がある者又は知的障害の程度が重い者との間で図書の閲覧のために発受するゆうメールをいいます。）として受託した荷物（当社が定めて表示した条件を満たすものに限り。）を運送する場合に適用します。

重 量	3kg 以下	
大 き さ	最 小 限	1 円筒形又はこれに類する形状のもの 長さ 14cm 直径若しくは短径又はこれらに類する部分 3cm
		2 1に規定する形状のもの以外のもの 長さ 14cm 幅 9cm
		3 厚紙又は耐力のある紙若しくは布で作成した長さ12cm、幅6cm 以上の大

	きさのあて名札を付けたものは、1又は2の限りではありません。
最大限	長さ、幅及び厚さの合計 1. 7m

(注1) 図書館に係る当社が定めて表示した条件は、次のとおりとします。

- 1 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館であって、2の届出をするものであること。
- 2 心身障害者用ゆうメールを発受しようとするとき又は図書館の名称若しくは所在地を変更するときは、あらかじめ当社所定の書面に心身障害者用ゆうメールによる図書の閲覧業務に関する資料を添えて（注2）の1の営業所その他の事業所に提出し、その業務をやめたときは、直ちに当社所定の書面をその営業所その他の事業所に提出すること。

(注2) 受託した荷物に係る当社が定めて表示した条件は、次のとおりとします。

- 1 図書館から差し出されるものは、その図書館の所在地の荷物の配達を受け持つ営業所その他の事業所又はその営業所その他の事業所の配達受持区域内にある営業所その他の事業所であって支社が指定したものに差し出されたものであること。
- 2 外装の見やすい所に、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げる事項を明瞭に記載したものであること。
 - (1) 図書館から差し出されるもの
「図書館用ゆうメール」の文字並びに図書館の名称及び所在地
 - (2) 図書館にあてて差し出されるもの
「図書館用ゆうメール」の文字

2 料金の種類ごとの適用は、次によります。

料金の種類		適用範囲						
速達料金		当社所定の方法により他の心身障害者用ゆうメールに優先して運送する心身障害者用ゆうメールとして受託した荷物（当社が定めて表示した条件を満たすものに限ります。）を運送する場合に適用します。 （注） 当社が定めて表示した条件は、次のとおりとします。 1 特に交通困難であるため周年又は一定期間内通常の方法により配達することができない地域その他当社において速達の取扱いをすることが困難と認められる地域として当社が定める内国郵便約款の別冊「交通困難地・速達取扱地域外一覧」に掲げる地域にあてたものでないこと。 2 配達日指定の取扱いをしないものであること。 3 外装の見やすい所に朱色の横線を明瞭に施したものであること。						
書留料金	一般書留料金	当社所定の方法により引受けから配達に至るまでの記録をし、もし、運送途中において滅失し、又はき損した場合には、差出しの際荷送人から申出のあった損害要償額（当社が定めて表示した額を限度とし、荷送人が申出をしなかったときは当社が定めて表示した額を申し出たものとみなします。）の全部又は一部を賠償する心身障害者用ゆうメールとして受託した荷物（当社が定めて表示した条件を満たすものに限ります。）を運送する場合に適用します。 （注1） 当社が定めて表示した額は、次のとおりとします。 <table><tr><th>区 別</th><th>額</th></tr><tr><td>1 損害要償額の上限額</td><td>その内容品の時価を超えない額であって5, 000, 000円を超えないもの</td></tr><tr><td>2 申し出たものとみな</td><td>100, 000円</td></tr></table>	区 別	額	1 損害要償額の上限額	その内容品の時価を超えない額であって5, 000, 000円を超えないもの	2 申し出たものとみな	100, 000円
区 別	額							
1 損害要償額の上限額	その内容品の時価を超えない額であって5, 000, 000円を超えないもの							
2 申し出たものとみな	100, 000円							

		される額 (注2) 当社が定めて表示した条件は、次のとおりとします。 1 簡易書留又は特定記録の取扱いをしないものであること。 2 外装の見やすい所に「書留」の文字を明瞭に記載したものであること。
	簡易書留料金	当社所定の方法により引受け及び配達について記録し、もし、運送途中において滅失し、又はき損した場合には、実損額（引受地におけるその内容品の市場価格を基準とし、当社が定めて表示した額を限度とします。）を賠償する心身障害者用ゆうメールとして受託した荷物（当社が定めて表示した条件を満たすものに限り。）を運送する場合に適用します。 (注1) 当社が定めて表示した額は、50,000円とします。 (注2) 当社が定めて表示した条件は、次のとおりとします。 1 一般書留又は特定記録の取扱いをしないものであること。 2 外装の見やすい所に「簡易書留」の文字を明瞭に記載したものであること。
	特定記録料金	当社所定の方法により引受けを記録した上で送達する心身障害者用ゆうメールとして受託した荷物（当社が定めて表示した条件を満たすものに限り。）を運送する場合に適用します。 (注) 当社が定めて表示した条件は、次のとおりとします。 1 一般書留、簡易書留又は代金引換の取扱いをしないものであること。 2 外装の見やすい所に「特定記録」の文字を明瞭に記載したものであること。
	配達日指定料金	当社所定の方法により荷送人が指定した日に配達する心身障害者用ゆうメールとして受託した荷物（当社が定めて表示した条件を満たすものに限り。）を運送する場合に適用します。 (注) 当社が定めて表示した条件は、次のとおりとします。 1 速達の取扱いをしないものであること。 2 差出しの日の3日後（差出営業所その他の事業所（以下「差出事業所」といいます。）が指定する地域にあてする場合又はその他の事由により差出事業所が別に指定する場合にあっては、その差出事業所が指定する日）から起算して10日以内の日を配達日として指定したものであること。 3 外装の見やすい所に「配達指定日何月何日」と明瞭に朱記したものであること。 4 運賃等を荷受人から収受しないものであること。

3 運賃及び料金には、消費税（地方消費税を含みます。）を含みます。

4 運賃及び料金は、荷物1個ごとに計算します。

5 運賃及び料金は、次の順序により計算します。

- (1) 運賃
荷物の重量の区分に対応した金額を適用。
- (2) 料金

- ① 荷物に適用する料金の種類に対応した金額を適用。
 - ② 数量割引を適用。
- 6 特別の負担を求められる運送その他の取扱いについては、実費として一定額を収受します。
- 7 天災その他非常の災害があった場合には、運賃及び料金を免除することがあります。
- 8 運賃及び料金の適用に関し、本適用方法に定めのない事項については、法令に反しない範囲で当事者間の取決め又は慣習によるものとします。